電子契約導入にかかる説明会

島根県 総務部情報システム推進課

島根県
Shimane Prefectural Government

電子契約サービス導入の概要

・導入時期　令和8年12月1日から

・対象所属　全所属　（知事部局、教育庁、企業局、病院局、各種委員会事務局、警察本部、議会事務局。 各地方機関も含む）

・対象契約　県が締結するすべての契約(紙の契約書も共存)

※以下の契約は対象外

①法令等により書面義務がある契約

②契約締結日～契約期間の終期が10年を超える契約

③自動更新条項のある契約

④アップロード容量が上限(1ファイル 50MB / 1契約 200MB)超過する契約

島根県
Shimane Prefectural Government

電子契約のメリット

収入印紙が不要

電子データによる契約締結（電磁的記録の作成）のため、印紙税法上の課税文書に該当せず、収入印紙代が不要（非課税）となります。

コスト・手間を削減

紙契約で発生していた契約書の印刷代、製本代、封筒・郵送費用、持参にかかる移動コストなどが不要になります。

契約締結がスピーディ

メール受領後、インターネット上で内容確認・同意するだけで即日～数日で締結。郵送往復の待ち時間が解消されます。

事前登録・費用負担なし

事業者側で専用ソフト購入やクラウドサインへの有料アカウント登録などの準備は不要で、無料で利用可能です。

島根県
Shimane Prefectural Government

利用手順

利用申出書提出

電子契約を希望する場合、電子契約することを同意し、利用するメールアドレスを申告する、

「電子契約利用申出書」

を提出してください。

契約書類への承認

申告いただいたメールに届く確認依頼から「クラウドサイン」で契約書を確認し、同意するボタンを押して承認してください。

契約締結完了

県側の同意後、電子署名及びタイムスタンプが付与された契約書が完成し、メールで届きます。（契約完了）

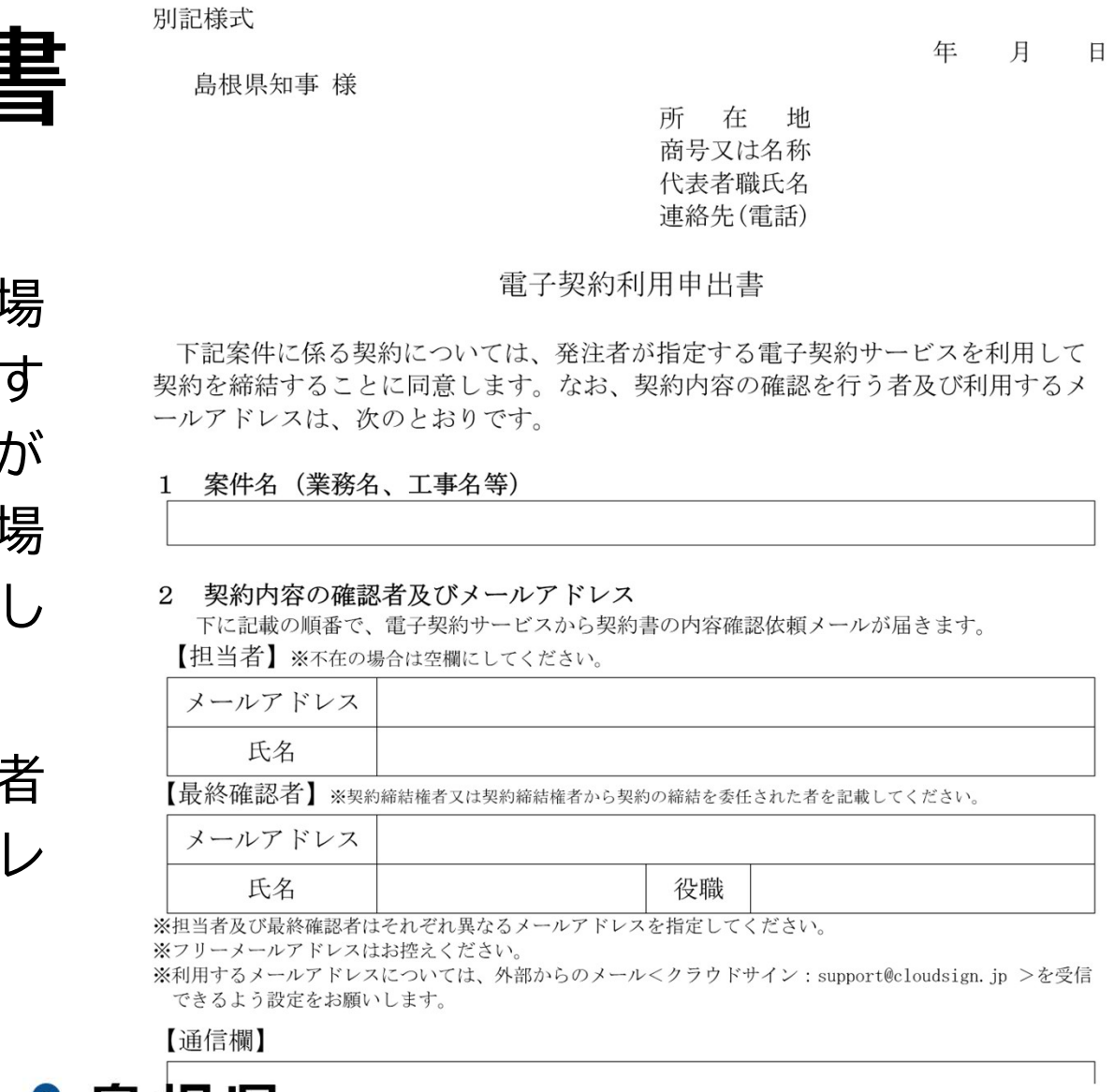
島根県
Shimane Prefectural Government

電子契約利用申出書

・契約相手方として決定後（入札前の場合もあります）、県から、電子契約とするか書面契約とするかの意向確認がありますので、電子契約を希望する場合は「電子契約利用同意書」を提出してください。

・契約締結権限者である最終確認者（必須）、担当者（任意）のメールアドレスを記載してください。

・案件ごとに提出をお願いします。



別記様式

年　月　日

島根県知事 様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先（電話）

電子契約利用申出書

下記案件に係る契約については、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1　案件名（業務名、工事名等）

2　契約内容の確認者及びメールアドレス

下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。

【担当者】※不在の場合は空欄にしてください。

メールアドレス	
氏名	

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

メールアドレス			
氏名		役職	

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。
※フリーメールアドレスはお控えください。
※利用するメールアドレスについては、外部からのメール＜クラウドサイン：support@cloudsign.jp ＞を受信できるよう設定をお願いします。

【通信欄】

島根県
Shimane Prefectural Government

連絡先

弁護士ドットコム

島根県
情報システム推進課
gs-kaizen@pref.shimane.lg.jp
TEL 0852-22-6957

島根県
Shimane Prefectural Government